

第45回長野県看護研究学会

応募要領

(2026年度)



公益社団法人長野県看護協会

TEL 0263-35-0421 FAX 0263-34-0311

目 次

	ページ
I 第45回長野県看護研究学会開催概要	1～2
II 参加に関する事	3
III 一般演題の登録に関する事	4～5
IV 抄録に関する事	6～10
V 発表に関する事	11～12
VI 長野県看護研究学会 学会誌 投稿要綱	13～18

個人情報の取り扱いについて

公益社団法人長野県看護協会は、参加申込、演題・論文登録、交流集会・論文査読者応募により、本会へ提出いただいた個人情報に関して、個人情報保護関係法令および規範を遵守し、適切に管理し、受付、各種通知、抄録集・学会誌の編集および発送、問い合わせ、意向調査などに利用します。

また、抄録集・学会誌の校正および発送にあたり、ご登録いただいた氏名・発送先住所・所属施設名・連絡先を、契約した制作会社に提供いたします。個人情報の第三者への提供停止などをご希望の場合は、長野県看護研究学会事務局へお問い合わせください。

著作財産権の譲渡について

長野県看護研究学会抄録集および学会誌に掲載された著作物の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に譲渡されたものとなります。著作者自身のこれらの権利を拘束するものではありませんが、再利用する場合は事前に長野県看護研究学会事務局までご連絡ください。

演題登録後の変更について

登録後に筆頭演者、所属など変更になる場合、取り下げる場合は、速やかに、長野県看護研究学会事務局までご連絡ください。

I 第45回長野県看護研究学会開催概要

1.学会テーマ

「看護の価値創造と未来」ともに生きる・ともに暮らす・ともに働く

2.日時

2026年10月17日(土) 9:00～16:00 会場受付開始8:00～(予定)

3.会場

長野県看護協会会館 松本市旭 2-11-34

4.内容

会場(長野県看護協会)にて行います

●口演/示説(ポスター)

- ・研究報告
- ・症例報告
- ・業務改善報告

●教育講演

「過疎地域の未来」

佐久総合病院地域ケア科医長 色平 哲郎氏

●特別講演

「看護の価値創造と未来」

日本看護協会会長 秋山 智弥氏

●スペシャル対談

「看護の魅力と多様なキャリアを語る～未来を切り拓くヒント～」

情報発信に取り組む看護職 みすほわ氏 × 座長:長野県看護大学 渋谷 美香氏

5.問い合わせ先

長野県看護研究学会事務局

〒390-0802

長野県松本市旭 2-11-34

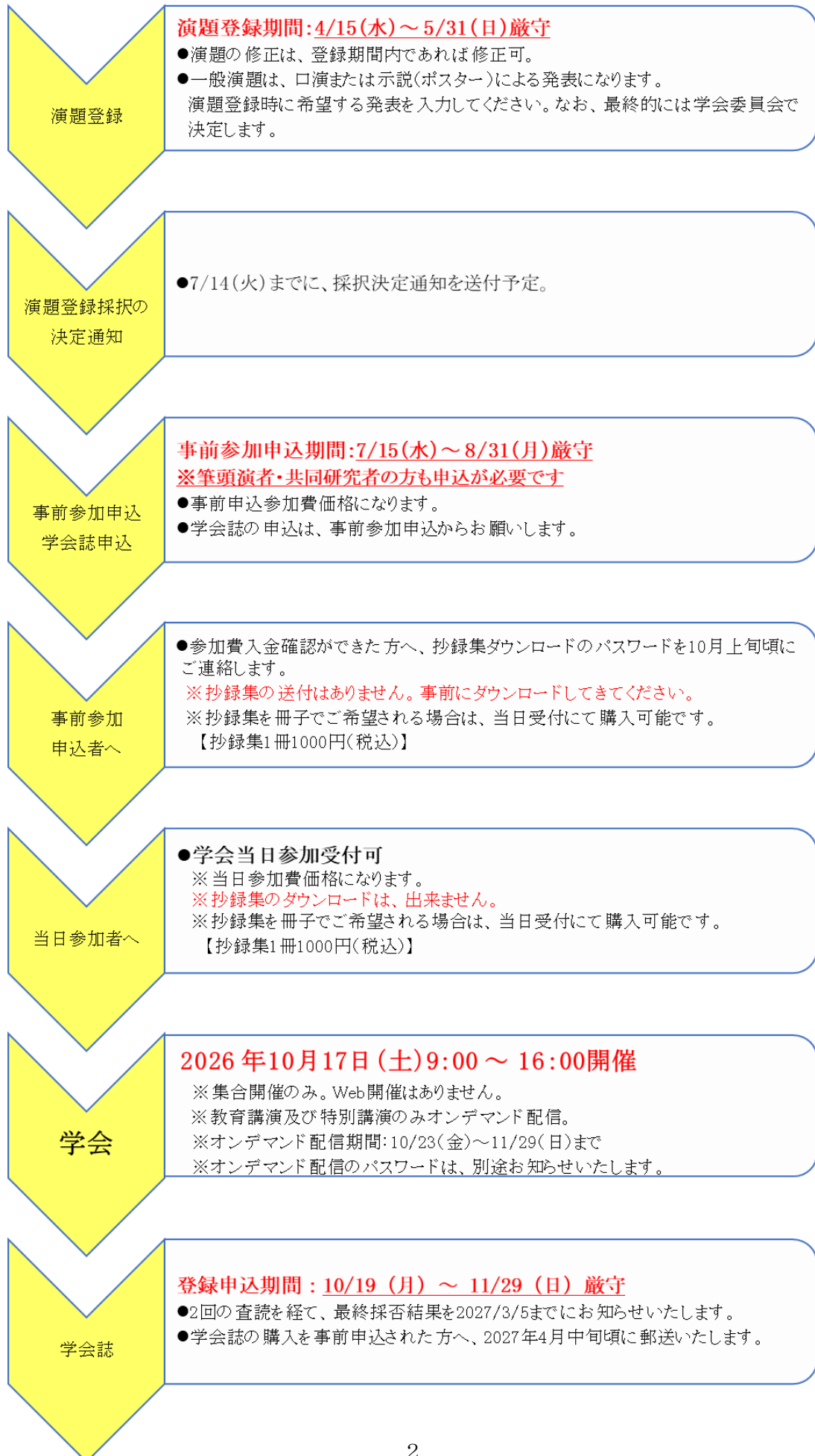
公益社団法人長野県看護協会

TEL 0263-35-0421(代)

FAX 0263-34-0311

E-Mail gakkai@nursen.or.jp

演題登録・事前参加申込・学会誌登録



II 参加に関すること

1.参加資格

長野県看護協会会員・非会員(他職種含む)・看護学生

2.参加費(税込)

区分	(事前申込参加費) ※抄録集(ダウンロード)代を含みます ※但し、別途システム手数料と振込手数料が かかります	(当日参加費) ※抄録集のダウンロードは、出来ません
会員	5,000 円	6,000 円
非会員	7,000 円	9,000 円
看護学生	1,000 円	1,000 円

納入された参加費等は、返金致しません。
参加証明書・及び領収書の再発行は出来ませんので、大切に保管してください。

3.冊子(税込)

冊子の種類	冊子代
抄録集	1,000 円(当日会場にて購入可)
学会誌	1,500 円(送料含む)

4.事前参加申し込み期間

7月15日(水)～8月31日(月)厳守

5.事前参加申し込み方法

事前参加申し込み期間中に、長野県看護協会ホームページ <https://www.nursen.or.jp/>より、研修情報管理システムの「長野県看護研究学会 事前参加申込」から入力してください。

6.入金方法について

長野県看護協会ホームページ <https://www.nursen.or.jp/>より、研修情報管理システムでお知らせします。なお、振込手数料は、申込者負担となりますのでご了承ください。

7.参加にあたっての注意事項

- ・会場内では、携帯電話・スマートフォン・タブレット端末等は、マナーモードにしてください。
- ・会場内での Wi-Fi 利用はご遠慮ください。
- ・会員の方は会員証を、非会員の方は研修情報管理システムから受講票(QRコード)を印刷し、忘れずにご持参ください。

8.その他の注意事項

- ・学会内の一切の情報について、録画・録音・写真撮影・キャプチャ・スクリーンショット等や、詳細内容の SNS への投稿等は固くお断りします。
- ・腕章を付けた広報出版委員・報道機関が撮影した写真等を広報誌等に掲載させていただく事があります。

Ⅲ 一般演題の登録に関すること

1. 登録方法

1)登録資格

筆頭演者は、登録時に長野県看護協会会員であり、会費納入が確認できた方に限ります。

注)会員継続ならびに新入会手続きには時間を要します。会費が未納または会員手続きがお済みでない方は、早急に長野県看護協会 会員担当までお問い合わせください。

(長野県看護協会 入会のご案内 <https://nursen.or.jp/member/how-to-join/>)

2)筆頭演者

演題はオンラインにより筆頭演者が登録してください。

3)共同研究者

- ① 共同研究者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人です。
- ② 部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同研究者とはみなしません。
- ③ 共同研究者は、演題登録時に、筆頭演者がオンライン上で登録してください。

2.演題登録期間

2026年4月15日(水)～5月31日(日) 厳守

3.抄録

チェックリスト(p8～p10)を確認の上作成し、演題登録期間内にオンライン上で登録してください。

4.演題受理

次の項目をすべて満たしている**研究報告、症例報告、業務改善報告**を受理します。

【研究報告】

- 1)研究報告とは、研究計画を立案し、研究倫理審査を受けた上で実施された観察研究、介入研究をさす。質的研究もこれに含む。
- 2)未発表の演題であること。他の学会・研究会および印刷物等にて投稿ならびに公表していないもの。
※研究結果が、リポジトリ(電子公開書庫)に掲載されている、施設や個人等のホームページに掲載されている、施設で作成した広報や冊子等に掲載されている場合は、公表されているとみなし、演題登録ができません。学会委員会が、公表されている演題であると判断した場合、いかなる時期にあっても登録および採択を取り消します。取り消しに伴い発生した抄録集の訂正等に要する費用は、原則として筆頭演者に負担して頂きます。
- 3)倫理的要件が満たされた研究内容であり、その旨がチェックリストで確認されていること。
- 4)演題登録期間内にオンライン登録が完了したものであること。

【症例報告】

- 1) 症例報告とは、9例以下の症例について詳細を記述した報告をさす。研究倫理審査を必須とはしないが、施設長または部門長の許可を得て報告すること。
- 2) 未発表の演題であること。他の学会・研究会および印刷物等にて投稿ならびに公表していないもの。
※当該症例が、リポジトリ(電子公開書庫)に掲載されている、施設や個人等のホームページに掲載されている、施設で作成した広報や冊子等に掲載されている場合は、公表されているとみなし、演題登録ができません。学会委員会が、公表されている演題であると判断した場合、いかなる時期にあっても登録および採択を取り消します。取り消しに伴い発生した抄録集の訂正等に要する費用は、原則として筆頭演者に負担して頂きます。
- 3) 個人情報保護法を遵守し、倫理的に配慮された内容であり、その旨がチェックリストで確認されていること。
- 4) 演題登録期間内にオンライン登録が完了したものであること。

【業務改善報告】

- 1) 業務改善報告とは、看護上の工夫や、新たな仕組みの構築、業務上の改善についての報告をさす。研究倫理審査を必須とはしないが、施設長または部門長の許可を得て報告すること。
- 2) 個人情報保護法を遵守し、倫理的に配慮された内容であり、その旨がチェックリストで確認されていること。
- 3) 演題登録期間内にオンライン登録が完了したものであること。

5. 演題登録区分 (※日本看護学会学術集会 演題登録規定 2026 年度版に準ずる)

表1: 演題登録区分から、抄録内容に沿った区分を選択し抄録内に記載する。

表1: 演題登録区分

1 急性期看護	2 慢性期看護	3 老年看護	
4 小児看護	5 母性看護	6 精神看護	7 感染管理
8 在宅看護	9 公衆衛生	10 看護管理	11 看護教育
12 医療安全	13 災害看護	14 看護政策	15 国際看護

6. 演題登録後の変更について

登録後に筆頭演者、所属など変更になる場合、取り下げる場合は、速やかに、長野県看護研究学会事務局までご連絡ください。

IV 抄録に関すること

抄録の作成および演題登録に関する規定は、原則として、日本看護学会(公益社団法人日本看護協会主催)に準じます。

1.抄録執筆要領

1)規定

- (1) 共同研究者は4名以内とする。
- (2) 所属機関は5箇所以内(筆頭演者の所属を含める)とする。
- (3) 演題名(サブタイトル含む)は50文字以内とする。
- (4) 抄録本文は800文字以内とし、**半角文字は0.5文字とカウントする。**

2)様式

- (1) 抄録原稿は、文章のみとする。図表は不可とする。
- (2) 文体は「である」調とし、句読点は「、。」を用いる。
- (3) 和文・新かなづかいを用い、日本語訳が定着していない学術用語等は原語にて表記し、略語は原則として初出は略さずに表記する。
- (4) **アルファベットおよび数字は、半角文字とする。**
- (5) 数字は3桁ごとにカンマを入れる。

3)文字飾りについて

上付き文字などの文字飾りの場合、Word テンプレート上にて設定してください。

4)構成

構成は、原則として以下とする。

<研究報告の場合>

【はじめに】

研究の背景や、その研究にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目的】

研究によって明らかにしたいことを示す。

【方法】

研究対象の選択、研究デザイン、データの収集・分析方法などを記載する。

たとえば、無記名による調査、オプトアウトによるインフォームドコンセント等、倫理的要件はここに記述する。

【結果】

その研究で得られたデータを記載する。客観的な事実やデータのみを記載し、研究者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「結果」で記載した客観的事実から導いた研究者の考えや思いを「目的」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

<症例報告の場合>

【はじめに】

症例報告の背景や、その症例報告にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目的】

その症例報告によって明らかにしたいことを示す。

【症例】

報告する症例の背景情報を記載する。

【経過】

その症例の経過について客観的事実を記載し、発表者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「経過」で記載した客観的事実から導いた発表者の考えや思いを「目的」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

<業務改善報告の場合>

【はじめに】

その業務の背景や、その改善活動にはどのような価値や意義があると考えているのかを示す。

【目標】または【ねらい】

その業務改善における目標等を示す。

【取り組み】または【実践】

実際に行った業務改善について客観的事実を記載し、発表者の考えや思いはここに記載しない。

【考察】

「取り組み」または「実践」で記載した客観的事実から導いた発表者の考えや思いを「目標」または「ねらい」に沿って記載し、今後の看護への示唆や課題等を述べる。

2.修正について

1)修正期間

演題登録期間ならびに指定された修正期間中は、筆頭演者がオンライン上で何度でも修正することができる。

2)登録期間後の修正

学会委員会から修正を求められた場合は、指定期日までに修正する。

3.選考方法・選考の視点

1)看護に関する内容であり、法規や指針に従って倫理的に配慮されている演題を採択する。

2)採否については、学会長名で原則として筆頭演者に通知する。

3)選考および発表演題の群分けは、「抄録選考基準」に基づき、学会委員が行う。

4)採択の結果通知後であっても抄録集掲載にあたり必要な場合は、原稿の修正を求めることがある。

第 45 回長野県看護研究学会 演題登録チェックリスト (Ver.2)

研究報告用

※ 学会システム上で、チェック欄の確認済み若しくは該当なしを必ず選択し、入力してください。

※ 「必」の項目は、該当すること(2項目の場合はいずれか一方に該当すること)が必須です。

	チェック項目	チェック欄
【応募資格について】		
1 必	筆頭演者は長野県看護協会の会員であり、看護職の共同研究者は長野県看護協会または日本看護協会の会員である。	
【抄録について】		
2 必	未発表の演題である。 * 他の学会・研究会および印刷物等に投稿または公表した研究結果は受け付けられない。	
3 必	構成は、【はじめに】【目的】【方法】【結果】【考察】となっている。	
4 必	抄録本文は 800 字以内、演題名は 50 文字以内である。	
5 必	演題名は、抄録内容を反映している。	
6 必	文体は「である」調で、句読点は「、。」である。	
7 必	用語の使用・略語の使用や表記は規定に従っている。	
8 必	アルファベットおよび数字は、半角文字とする。	
9 必	入力規定に従って入力し、誤字・脱字の確認をした。	
【倫理的要件とその記述について】		
10 必	研究倫理に関する教育を受けている。(受講したセミナー名: _____)	
11 必	倫理審査委員会で承認された研究である。(倫理審査委員会名: _____)	
12 いずれ か必	対象者または代諾者から、研究の実施・報告の同意を得ている。 既存データ利用の研究のため、倫理指針に従ってオプトアウトを適切に実施している。	
13 必	対象者に不利益や負担が生じないように配慮して実施した研究である。	
14	既存の尺度やモデルの使用に際して、必要な許諾を得ている。	
15 必	対象者の個人情報(名前、生年月日、カルテ番号、肖像等)は削除し、日付は年月のみとし、さらに抄録本文の記述から対象者個人が特定されず、プライバシーが守れるよう配慮している。	
16	医療機器、看護・介護器具、医薬品名の記載には、一般名称を用いている。	
【演題申込について】		
17 必	応募要領ならびに本チェックリストに基づき抄録を確認した。	
18 必	所属施設の規定に従い、必要であれば管理者の許可または確認を得た。	
19	共同研究者をオンライン上で入力した。 * 共同研究者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人であり、部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同研究者とはみなさない。	
特記事項:		

第 45 回長野県看護研究学会 演題登録チェックリスト (Ver.2)

症例報告用

※ 学会システム上で、チェック欄の確認済み若しくは該当なしを必ず選択し、入力してください。

※ 「必」の項目は、該当すること(2項目の場合はいずれか一方に該当すること)が必須です。

チェック項目		チェック欄
【応募資格について】		
1 必	筆頭演者は長野県看護協会の会員であり、看護職の共同研究者は長野県看護協会または日本看護協会の会員である。	
【抄録について】		
2 必	未発表の演題である。 * 他の学会・研究会および印刷物等に投稿または公表した症例報告は受け付けられない。	
3 必	構成は、【はじめに】【目的】【症例】【経過】【考察】となっている。	
4 必	抄録本文は 800 字以内、演題名は 50 文字以内である。	
5 必	演題名は、抄録内容を反映している。	
6 必	文体は「である」調で、句読点は「、。」である。	
7 必	用語の使用・略語の使用や表記は規定に従っている。	
8 必	アルファベットおよび数字は、半角文字とする。	
9 必	入力規定に従って入力し、誤字・脱字の確認をした。	
【倫理的要件とその記述について】		
10	研究倫理に関する教育を受けている。(受講したセミナー名: _____)	
11 いずれか必	倫理審査委員会で承認された症例報告である。(倫理審査委員会名: _____) 倫理審査委員会の審査は受けていないが、施設長や部門長の許可を得た症例報告である	
12 いずれか必	対象者または代諾者から、データ利用と報告の同意を得ている。 倫理審査委員会の承認を得て、倫理指針に従ってオプトアウトを適切に実施している。	
13 必	対象者に不利益や負担が生じないように配慮して実施した報告である。	
14	既存の尺度やモデルの使用に際して、必要な許諾を得ている。	
15 必	対象者の個人情報(名前、生年月日、カルテ番号、肖像等)は削除し、日付は年月のみとし、さらに抄録本文の記述から対象者個人が特定されず、プライバシーが守れるよう配慮している。	
16	医療機器、看護・介護器具、医薬品名の記載には、一般名称を用いている。	
【演題申込について】		
17 必	応募要領ならびに本チェックリストに基づき抄録を確認した。	
18 必	所属施設の規定に従い、必要であれば管理者の許可または確認を得た。	
19	共同演者をオンライン上で入力した。 * 共同演者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人であり、部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同演者とはみなさない。	
特記事項:		

第 45 回長野県看護研究学会 演題登録チェックリスト (Ver.2)

業務改善報告用

※ 学会システム上で、チェック欄の確認済み若しくは該当なしを必ず選択し、入力してください。

※ 「必」の項目は、該当すること(2項目の場合はいずれか一方に該当すること)が必須です。

チェック項目	チェック欄
【応募資格について】	
1 必	筆頭演者は長野県看護協会の会員であり、看護職の共同研究者は長野県看護協会または日本看護協会の会員である。
【抄録について】	
2 必	内容が未発表の演題である。 *ほぼ内容が一致する公表済みの業務改善報告は受け付けられない。
3 必	構成は、【はじめに】【目標 または ねらい】【取り組み または 実践】【考察】となっている。
4 必	抄録本文は 800 字以内、演題名は 50 文字以内である。
5 必	演題名は、抄録内容を反映している。
6 必	文体は「である」調で、句読点は「、 。」である。
7 必	用語の使用・略語の使用や表記は規定に従っている。
8 必	アルファベットおよび数字は、半角文字とする。
9 必	入力規定に従って入力し、誤字・脱字の確認をした。
【倫理的要件とその記述について】	
10 必	施設長や部門長の許可を得た業務改善報告である
11	人の情報の利用に際して、対象者または代諾者から、データ利用と報告の同意を得ている。
	人の情報の利用に際して、オプトアウトを適切に実施している。
12	人の情報の利用に際して、対象者に不利益や負担が生じないように配慮して実施している。
13	既存の尺度やモデルの使用に際して、必要な許諾を得ている。
14	人の情報の利用に際して、対象者の個人情報(名前、生年月日、カルテ番号、肖像等)は削除し、日付は年月のみとし、さらに抄録本文の記述から対象者個人が特定されず、プライバシーが守れるよう配慮している。
15	医療機器、看護・介護器具、医薬品名の記載には、一般名称を用いている。
【演題申込について】	
16 必	応募要領ならびに本チェックリストに基づき抄録を確認した。
17 必	所属施設の規定に従い、必要であれば管理者の許可または確認を得た。
18	共同演者をオンライン上で入力した。 * 共同演者とは、職種を問わず、実際に研究を行い、発表者と同等レベルに内容を把握している人であり、部分的な手伝いや原稿確認だけは、共同演者とはみなさない。
特記事項:	

V 発表に関すること

1. 演題発表形式

1) 口演またはポスター(縦 180cm×横 90cm のポスター掲示スペース)での発表となります。

演題採否は、登録いただいた筆頭演者のメールアドレスにお知らせいたします。

発表方法は、ホームページ上に詳細をお知らせしますので、必ず確認の上、作成をお願いします。

(1) 口演用発表スライドの作成は、Microsoft Office PowerPoint を使用してください。

会場の PC は、Windows11 (Power Point2021)です。

フォントは標準装備されているものをお使いください。(MS ゴシック, MSP ゴシックを推奨いたします)

特殊なフォントを使用されますと代替フォントが使用され、レイアウトが崩れることがあります。特殊なフォントをお使いになるときは画像化し、オブジェクトとして貼り付けてください。

ご発表スライドは、必ずワイドサイズ 16:9(横向き)にて作成ください。

(2) 口演またはポスターのいずれの発表になるかは、学会委員会が最終決定します。

(3) 口演またはポスターいずれの発表も、学会当日に会場での発表になります。後日のオンデンド配信はありません。

(4) 各演題に対する質疑応答は、発表時間の会場で受け付け、会場で回答していただきます。

2) 注意事項

(1) 資料(パンフレット・用具等)を会場内で配布および販売することはできません。

(2) 会場内における写真の無断撮影は禁止です。

(3) 研究報告、症例報告、業務改善報告のいずれにおいても、発表と質疑の方法は同じです。

2. 利益相反の自己申告について

長野県看護研究学会では、演者(筆頭、共同)は、研究報告、症例報告、業務改善報告いずれも、関連する衛生用品、薬剤、器材等の企業等との関わりについて、日本看護協会が提示する「日本看護学会における利益相反に関する指針」に準拠して、開催時から遡って過去 3 年以内の利益相反について自己申告してください。利益相反がない場合でも、ないことを明示してください。

例) <利益相反がない場合>

<利益相反がある場合>

[タイトル]	[タイトル]
[所属] ○[筆頭演者名]、[共同演者名(全員)] CoI 開示	[所属] ○[筆頭演者名]、[共同演者名(全員)] CoI 開示
演題発表に関連し、開示すべき CoI 関係にある企業などはありません。	演題発表に関連し、CoI 関係にある企業 講演料 ○○製薬株式会社 受託・共同研究費 ○○会社 奨学寄付金・原稿料 株式会社○○ 贈答品の受領 ○○機器会社

＊「日本看護学会における利益相反に関する指針」一部抜粋

利益相反とは、企業、団体等との共同研究の実施、企業、団体等からの研究費の受領その他研究者と特定の企業、団体等との間の経済的関係が存在する場合に、公的利益（研究により得られる成果の社会への還元）と私的利益（特定の企業、団体等から個人が取得する金銭、地位、利権等）が研究者個人の中に生じる状況のことを指す。

本学会会員であるか否かを問わず、以下の活動を含む本学会において行われるすべての活動に本指針を適用する。

- ① 本学会学術集会での講演
- ② 本学会学術集会での演題発表
- ③ 本学会学会誌への論文投稿

申告すべき利益相反状況の基準は次のとおりとする。

- (1)研究者等が当該企業、団体等の役員、顧問職等に就任し、1つの企業、団体等からの報酬が年間100万円以上である場合
- (2)研究者等が当該企業、団体等の株（未公開株やストックオプションを含む）を保有し、かつ、1つの企業、団体等の株の保有等による年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上である、又は全株式の5%以上を保有する場合
- (3)研究者等が当該企業、団体等から受領した特許権等の使用料が年間100万円以上である場合
- (4)研究者等が当該企業、団体等から受領した日当、講演料等で、1つの企業・団体等からの合計が年間50万円以上である場合
- (5)研究者等が当該企業、団体等から受領した原稿料が年間100万円以上である場合
- (6)研究者等が当該企業、団体等から受領した研究資金（受託研究、共同研究、奨学寄附金等名目の如何を問わず、申告に係る研究の研究資金を除く。）が、1つの研究について200万円以上の場合
- (7)研究者等が当該企業、団体等がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合
- (8)研究者等が当該企業、団体等から受領したその他の利益（研究とは関係のない旅行、贈答品等）の合計が年間10万円以上の場合
- (9)研究者等が当該企業、団体等の役員等と親族関係にある場合その他研究者等と当該企業、団体が特別な縁故関係にある場合

VI 長野県看護研究学会 学会誌 投稿要綱

1. 本学会誌の主旨

本学会は、非会員を含む看護職の実践にねざした学術研究の振興を通して看護の質の向上を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。

- ①あらゆる場の看護実践にねざした研究を推進する。
- ②根拠に基づく看護の展開がさらに進むよう、実践の場で活用される研究を推進する。
- ③看護の質向上に資する医療福祉及び看護政策に関する情報共有の場とする。
- ④社会のニーズに積極的に応えていくため、地域包括ケアシステムの推進に資する情報共有及び連携の場とする。

学会誌の掲載方針

学会誌に掲載される論文は、当該年度に限らず本研究学会での発表、論文選考の過程を経て、掲載可能とされたものである。

- ①実践にねざした内容であり、実践に役立つ示唆があり、論理的に示されている論文・報告を掲載
- ②看護全般にわたる包括的な学会として、地域包括ケアの実現に向け、あらゆる場で活動する本学会会員が取り組んだ論文・報告を掲載
- ③保健医療福祉及び看護政策に関する情報共有のため、本学会学術集会における講演要旨や企画要旨も掲載

2. 投稿資格及び条件

- 1) 筆頭著者は、論文投稿時点で公益社団法人長野県看護協会の会員であること。
- 2) 当該年度に限らず本研究学会で発表したものに限る。
- 3) 抄録で共同研究者として記載のない者が、長野県看護研究学会学会誌に追加掲載されることはありません。
- 4) 他学会誌および出版物等に未投稿、未掲載のものに限る。本質的に同じ内容の研究論文を同時に2つ以上の学会誌に投稿する二重投稿や多重投稿ではないこと、また、既に出版物に掲載されている論文等と本質的に同じ内容の原稿ではないこと。但し、科学研究費報告書、事業報告書等に公表された内容は二重投稿とはみなさない。
- 5) 倫理的に配慮された内容であること。
- 6) 看護職の免許取得後に行われた研究・実践であること。
- 7) 本要綱に則って作成され、不備がないこと。
- 8) 本学会誌における投稿及び掲載後、他の学会、研究会および出版物等に本質的に同じ(目的、方法、結果、考察が同じ)内容について、投稿や発表を行わないこと。

3. 原稿種別

原稿の種別は、原著、研究報告、実践報告であり、内容は下記のとおりである。

【原著】 独創的な研究の視点があり、研究手法を用いて明らかにした新しい事実や知見について完成度高くまとめられた、看護の発展に寄与する論文

【研究報告】 研究手法を用いて明らかにした事実や知見についてまとめられた、共有するに値する論文

【実践報告】 共有するに値する発展的な取り組みやそこから得られた成果についてまとめられた報告

<本研究学会における発表と原稿の種別について>

本研究学会における発表	原稿の種別
「研究報告」	「原著」若しくは「研究報告」に該当
「症例報告」「業務改善報告」	「実践報告」に該当

※原稿の種別は編集委員会で決定する

4. 倫理的配慮

1) 倫理的配慮について

(1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(以下「指針」という。)を熟読し、指針の「人を対象とした研究」に該当する研究は倫理審査を受けていること。

・所属施設に倫理審査委員会がない場合は、相当する機関(※)等による組織的承認を得ていること。

※相当する機関とは、大学等他組織の倫理審査委員会において研究の実施にあたり倫理的観点から審査・承認を行う会議体を指す。

・行った倫理的配慮の内容は、採択が決まるまでは、承認を得た倫理審査委員会あるいは会議体の正式名称を伏せて記載し、採択が決まった後に本文内に明記すること。

(2) 指針で適用範囲外とされている研究については倫理審査は不要であるが、個人情報保護やインフォームドコンセント等の必要な倫理的配慮については、本文内に記載すること。

・倫理審査の適用範囲については指針および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」を参照し、倫理審査を必要とするかどうか判断が困難な場合には、倫理審査委員会の意見を聴くことを推奨する。

(3) 指針の適用範囲外である研究及び実践報告は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に従い、事例により十分な匿名化が困難な場合は、本人又は代諾者等の同意を得なければならない。発表にあたっての倫理的配慮の内容は本文内に記載すること。

2) 対象施設や対象者の特定を避けるため、次の表記に注意すること(個人情報の保護)。

・「当院」「当病棟」等の記載はせず、「A病院」「A病棟」など特定できないこと。

・氏名や県名はイニシャル表記をしないこと。例:「神奈川県」→ ×「K県」○「A県」

・患者の病歴や経過などの日付表記は、特定できない表記を考慮すること。

・患者の氏名、住所、診療ID および患者の特定につながる場合は、役職や診療科なども記載しないこと。

3) 許諾が必要な尺度及び商標登録物等は、筆頭著者自身があらかじめ使用許諾を得た上で、著者が必要な許諾を得たことを記載する。薬品や検査器具等は一般名称を用い、()内に商品名、登録商標の場合は®を記載すること。

5. 利益相反

「長野県看護研究学会における利益相反に関する指針」に則り、著者全員の利益相反状態を適正に開示する。6.に示す申告書を提出するとともに、本文内にも利益相反状態を記載すること。

※記載方法は、8. 執筆要領 12) 参照のこと。

6. 投稿方法

- 1) 論文投稿はオンラインで行う。
- 2) 原稿とともに、オンラインシステムにアップロードする。

※利益相反(COI)申告書を作成

7. 原稿の受付および採否

- 1) 本投稿要綱に則っていない原稿は受け付けないことがある。
- 2) 原稿の採否は査読(1 原稿 2 名以上の査読者による)を経て、論文審査・編集委員会において決定する。
- 3) 査読者および論文審査・編集委員会から、原稿の種別の変更を著者に求めることがある。
- 4) 査読結果を受けた修正原稿は、査読結果通知から提出期限までに、修正箇所の有無とその内容について記載した回答文書とともに再提出することを原則とする。再提出がされない場合は、投稿を辞退したものとみなすが、再投稿を妨げるものではない。
- 5) 論文選考のプロセス
 - (1) 投稿論文を受付後、初回査読
 - (2) 著者へ初回査読結果とコメントの通知
 - (3) 著者 1 回目修正後、2 回目査読
 - (4) 著者へ 2 回目査読結果の通知
 - (5) 著者 2 回目修正後、学会委員会による修正の確認と採否の決定

8. 執筆要領

- 1) 投稿時は、投稿チェックリストに従って提出前に原稿を確認すること。
- 2) 投稿原稿はホームページにある指定様式をもとに MS-Word で作成すること。
標準的なフォント(MS 明朝)、10.5 ポイントで A4 横書き 35 文字×28 行で作成する(1 ページ約 1,000 字)。各頁の下中央に頁数を記入する。
- 3) 投稿原稿は和文・新かなづかいを用い、外国語はカタカナ表記とする。数字および英字は半角とする。
- 4) 数字は 3 桁ごとにカンマを入れる。
- 5) 原稿ファイルは表紙、要旨、本文の順で構成する。
- 6) 表紙には「タイトル」、「サブタイトル(あれば)」、「キーワード」を記載する。
- 7) キーワードは 5 つとする。
- 8) 要旨は 400 字程度とする。文字数には含まない。
- 9) 文字数と項目立て

原稿種別	文字数	項目立て
原著	16,000 字以内	I.はじめに II.目的 III.方法 IV.倫理的配慮 V.結果 VI.考察 VII.結論 VIII.引用文献
研究報告	16,000 字以内	I.はじめに II.目的 III.方法 IV.倫理的配慮 V.結果 VI.考察 VII.結論 VIII.引用文献
実践報告	8,000 字以内	I.はじめに II.目的 III.看護実践 IV.倫理的配慮 V.結果・成果 VI.看護実践への示唆 VII.引用文献

10) 見出しは、I・II・III…、1・2・3…、(1)・(2)・(3)…の順で記載する。

11) 図表

(1)それぞれ通し番号とタイトルをつける。表番号と表タイトルは表の上、図番号と図タイトルは図の下に入れ中央揃えにする。

(2)図表は必要最小限の枚数に留める。ただし、図表等の文字数換算が占める割合は、本文(引用文献・謝辞除く)の文字数の50%以下とする。図表はその大きさによって、A4 サイズ 1/4 ページで 250 字、1/2 ページで 500 字、1 ページで 1,000 字と換算する。

(3)白黒印刷で判別できる明瞭なものとし、カラー原稿は不可とする。患者の写真などを使用する時は、本人の許可を得ると共に目隠しをする。

◇論文における図表の作り方◇

【適切な図表の例】

表1 ○○がん患者XX人の○○治療経過におけるQOLスコアの変化

QOL ドメイン	治療開始直前	治療開始 2 週後	治療 6 か月後	再発時
	(n= XX)	(n=YY)	(n=ZZ)	(n=ZZ)
	中央値 (範囲)	中央値 (範囲)	中央値 (範囲)	中央値 (範囲)
身体機能スコア	8.5 (5-10)	6.5 (4-8)	7.5 (2-10)	7 (3-9)
精神面スコア	6 (2-8)	6 (2-9)	8.5 (3-10)	4 (1-7)
社会生活スコア	8 (6-10)	8 (5-10)	5 (2-8)	7.5 (4-9)
疾患関連スコア	7.5 (3-9)	6 (3-9)	8 (2-10)	6.5 (2-9)

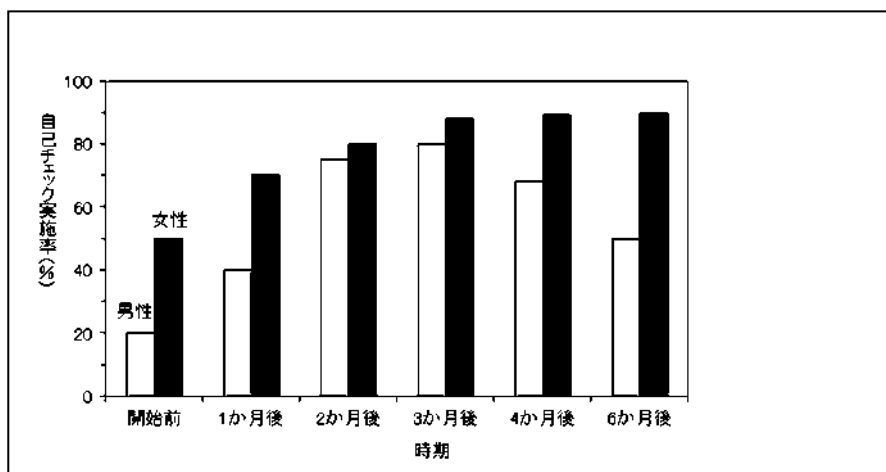


図1 治療開始後時期による自己チェック実施率の変化(n=xxx)

- ・図通し番号と図タイトルは、図の下に中央揃えで付ける。
- ・表通し番号と表タイトルは、表の上に中央揃えで付ける。
- ・タイトルは内容がわかるように簡潔につける。説明が必要な場合は、図表下に注釈をつける。

- ・演題発表の際のパワーポイントの図表をそのまま論文に貼り付けず、白黒印刷でもわかりやすい色とサイズの図表に調整すること。
- ・図表の内容が見やすいかどうか(文字・数字・枠線等がぼやけていないか、小さすぎないか等)投稿前に自分で原稿をプリントアウトし確認すること。*表は列・行見出しと症例数、単位を適切に入れること。
- ・図表については、Excelで作成して貼り付ける。
- ・表はタテ罫線を極力使わず、ヨコ罫線と余白で、見出しとデータ、項目と項目を区別すること。
- ・図は横軸(X軸)と縦軸(Y軸)、項目名、目盛、目盛ラベル、単位(例:人 % 等)、原点(0,0)、総数や合計人数(例:n=●●)を適切に入れること。
- ・特に図においては、円グラフより棒グラフの方が、統計的な比較には適している。
- ・データ要素が3次元の場合を除き、立体(3D)グラフは用いない。
- ・データのラベルは、上記の図表例のように、該当するデータプロットの近くに表示し、できない場合のみ、凡例を使う。

12) 修士・博士論文に加筆・修正を加えた旨を記載する場合は、本文内の利益相反状態の前に記載する。

13) 利益相反状態について、本文内の引用文献の前に記載すること。

例:(ない場合)なお、本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

(ある場合)筆頭著者は「企業名」より、報酬を受領している。

14) 文献

(1) 引用文献は著者の責任の下、正確な形式で記載し、出典を明示する。

(2) 引用文献は引用順に本文の引用箇所の肩に1) 2)と番号をつけ、本文原稿の最後に一括して引用番号順に記載する。

(3) 引用文献は次のように記載する。共著者は3名まで表記し、それ以外は他とする。

<雑誌掲載論文>

・著者名:表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次)。

例)学会花子:看護研究の〇〇〇について,〇〇看護,25(11),p.35-38,2008.

例)学会花子,日本協子,清瀬看子,他:看護の〇〇〇研究,第〇回日本看護学会論文集(看護管理),p.5-8,20△△.

<単行本>

・著者名:書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)。

例)学会花子:看護実践研究の手引き(3),〇〇看護出版,p.145,2006.

・著者名:表題名,編者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)。

例)学会花子:研究における〇〇,日本協子編,看護実践研究(2),△△出版,p.76-88,2007.

例)前掲書1),p.115.

<翻訳書>

・原著者名:書名(版),発行年,訳者名,書名(版),発行所,頁,発行年(西暦年次)。

例)Alice Williams:Nursing Research(4),2001,学会花子訳,看護研究(4),〇〇看護出版,p.298,2003.

<電子文献>

・著者名:表題名,雑誌名,巻(号),頁,発行年(西暦年次), アクセス年月日, URL.

・発行機関名 (調査/発行年次), 表題, アクセス年月日, URL.

例) 文部科学省,厚生労働省(2021),人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針,2021年12月6日閲覧, <https://www.mhlw.go.jp/content/000757566.pdf>.

※公的機関から提供される情報(統計、法令等)、電子ジャーナルのみを対象とする。

15) 査読後の修正箇所は、赤字または下線で記載する。

9. 著作権

看護学会誌に掲載された著作物(電子媒体への変換による利用も含む)の複製権、公衆送信権、翻訳・翻案権、二次的著作物利用権、譲渡権等は本学会に帰属する。(掲載可となった際には、著者・共著者全員の「著作権同意書」を送付すること。)著者・共著者自身が利用する場合、これらの権利を拘束するものではないが、事前に本学会宛に申請し許可を得ること。

10. 著者が負担すべき費用

掲載料は原則として無料とする。著作権同意書送付時の郵送料は著者負担とする。

また、不正行為に伴い発生した訂正等に要する費用は原則として著者が負担する。

2022年8月1日制定

2023年8月1日改定

2024年4月1日改定

2024年4月24日改定

2025年1月24日改定

2025年7月22日改定

2026年4月1日改定